

## 建設業退職金共済制度の加入について

建設業退職金共済制度（建退共制度）は、建設業に従事する労働者の福祉の増進を目的とし、労働者が建設業から離職するときに退職金を支払うための制度です。

この制度は、建設労働者の勤務実態に合わせて、労働者がどこで働いても建設業に従事した日数を通算して退職金が支払われる仕組みとなっています。

市が発注する建設工事の工事費には、建退共の掛金（共済証紙の代金）を現場管理費として計上し、この制度の普及に努めています。

- 1 建設業を営んでいる方は、他の退職金制度を利用している場合も含めて、建退共制度への加入、共済証紙、または、電子申請による退職金ポイントの購入等について、適切に対応してください。

詳細は、建設業退職金共済事業本部のホームページ等で確認してください。

建設業退職金共済事業本部広島県支部  
広島市中区八丁堀 1 1 - 2 8 朝日広告ビル 5 階  
電話 0 8 2 - 2 2 1 - 0 1 3 8  
<http://www.kentaikyو. taisyokukin. go. jp/>

- 2 建設工事の請負人は、共済証紙を購入し、労働者が勤務した日数分の共済証紙を共済手帳に貼付し消印をしてください。工事を下請負に出すときは、共済証紙を下請負人へ配布又は共済証紙購入費を下請負代金へ計上してください。

掛金は、電子申請での納付も可能です。

- 3 市が発注する請負代金額 3 0 0 万円以上の工事の請負人は、工事完成時までに掛金収納書（共済証紙の購入時に発行される領収書）を監督員へ提出してください。雇用する労働者が建退共制度の対象とならない場合等、共済証紙を購入しなかった場合には、その理由（退職金制度を設けている、中小企業退職金共済に加入している等。）を報告してください。

請負代金額 3 0 0 万円未満の工事の請負人は、監督員から指示を受けた場合に提出又は報告をしてください。